

## 熊本県看護師等養成所の指定申請等に関する指導要領

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の指定申請等について、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。）、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）に定めるもののほか、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（令和2年10月30日医政発1030第1号）及び保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドライン（平成27年3月31日医政発18号。以下「指定申請等ガイドライン」という。）及びこの要領に基づき指導するものとする。

### 第1 指定申請に関する事項

#### 1 養成所設置計画書の提出

知事は、法第19条第2号、第20条第2号、第21条第3号又は第22条第2号に規定する養成所を設置しようとする者に対し、開設しようとする年の前年の1月末日までに、別表第1に掲げる養成所設置計画書等を提出するよう求めるものとする。

#### 2 養成所の設置等計画に係る審査

県は、1の設置計画書を施行令及び指定申請等ガイドラインの別添「保健師助産師看護師養成所の指定等申請に係る養成所の設置等計画に係る審査について」に基づき審査し、その結果を養成所に通知する。

#### 3 養成所指定申請書の提出

知事は、2の養成所の設置等計画に係る審査により設置計画の承認を受けた者に対し、開設しようとする年の前年の7月末日までに、別表第1に掲げる養成所指定申請書等を提出するよう求めるものとする。

### 第2 変更承認申請に関する事項

#### 1 養成所の設置等計画に係る審査を要する変更承認申請

##### (1) 課程変更計画書又は入所定員変更計画書の提出

知事は、施行令第13条第1項の規定に基づき、課程の変更又は入所定員の増加（学級数の増加を伴う場合に限る。）による学則変更について知事の承認を受けようとする当該養成所の設置者に対し、変更を行おうとする年の前年の1月末日までに、別表第2に掲げる課程変更計画書又は入所定員変更計画書等を提出するよう求めるものとする。

##### (2) 養成所の設置等計画に係る審査

県は、(1)の変更計画書を施行令及び指定申請等ガイドラインの別添「保健師助産師看護師養成所の指定等申請に係る養成所の設置等計画に係る審査について」に基づき審査し、その結果を通知する。

##### (3) 学則変更承認申請書の提出

知事は、(2)の養成所の設置等計画に係る審査により変更計画を承認され、当該変更について知事の承認を受けようとする当該養成所の設置者に対し、変更を行おうとする年の前年の7月末日までに、別表第2に掲げる課程又は入所定員変更申請書等

を提出するよう求めるものとする。

## 2 養成所の設置等計画に係る審査を要しない変更承認申請

知事は、施行令第13条第1項の規定により学則（課程の変更又は入所定員の増加（学級数の増加を伴う場合に限る。））に関する事項を除く。）、校舎の各室の用途及び面積又は実習施設の変更について知事の承認を受けようとする当該養成所の設置者に対し、変更を行おうとする年の前年の12月末日までに、別表第3に掲げる変更承認申請書等を提出するよう求めるものとする。

## 第3 指定の取消し等に関する事項

1 知事は、養成所において募集を中止しようとする当該養成所の設置者に対し、最後の募集に係る入学者の入所年の前年の12月末日までに、別表第4に掲げる募集中止申出書等を提出するよう求めるものとする。

2 知事は、施行令第16条第1項の規定により指定の取消しを受けようとする当該養成所の設置者に対し、取消しを受けようとする年の前年の12月末日までに、別表第5に掲げる指定取消申請書等を提出するよう求めるものとする。

## 第4 変更届出に関する事項

知事は、施行令第13条第2項の規程による変更が生じた当該養成所の設置者に対し、変更があった日から1月以内に、別表第6に掲げる関係書類を添えて提出するよう求めるものとする。

## 第5 新たな実習施設に関する事項

県は、実習施設が初めて保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の実習施設となるときは、必要に応じて様式第9に基づき調査を行うものとする。

## 附 則

1 この要領は、平成27年10月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 ただし、この要領は平成27年3月31日以前に養成所の指定を受けた養成所にも適用する。

3 この要領は、平成28年11月22日から施行し、平成28年11月1日から適用する。

4 この要領は、令和3年3月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する（看護師2年課程は令和5年4月1日から）。ただし、適用日以前に既に看護師等養成所に修学中の者については、なお従前の例による。

■別表第1（要領第1-1及び第1-3関係）  
養成所設置計画書及び養成所指定申請書の関係書類

提出すべき書類	摘 要
<p>養成所設置計画書（養成所指定申請書）及び添付書類</p> <p>1 設置計画（指定申請）書（表紙）</p> <p>2 設置計画（指定申請）の概要</p> <p>3 学則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学則（教育課程の別表を含む。）</li> <li>・学則施行規則及び各種規定類（添付書類）</li> </ul> <p>4 教員等の氏名及び履歴等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長、補佐、専任教員及びその他の教員等の氏名、担当科目及び専任・兼任の別</li> <li>・教員の担当別人数</li> <li>・長、補佐及び専任教員履歴総括表（添付書類）</li> <li>・長、補佐、専任教員及びその他の教員の履歴書（添付書類）</li> <li>・専任教員については、保健師、助産師または看護師免許証の写し（添付書類）</li> <li>・専任教員養成講習会を修了した専任教員については当該講習会の修了証の写し、大学を卒業した専任教員については履修証明書等の写し（添付書類）、大学院において教育に関する科目を履修した専任教員については履修証明書等の写し（添付書類）</li> <li>・教務主任養成講習会を修了した専任教員については当該講習会の修了証の写し（添付書類）</li> <li>・長、補佐、専任教員及びその他の教員の就任承諾書の写し（添付書類）</li> </ul> <p>5 施設設備に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎の各室の名称、用途及び面積</li> <li>・校舎の配置図及び平面図（添付書類）</li> </ul> <p>6 機械器具、標本及び模型に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械器具、標本及び模型の目録</li> </ul> <p>7 図書に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書の目録総括表</li> </ul> <p>8 実習施設に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習施設総括表</li> <li>・実習施設概要</li> <li>・実習施設の承諾書の写し（添付書類）</li> </ul> <p>9 収支予算及び向こう2年間の財政計画書</p> <p>【参考資料】</p> <p>1 他の養成所についての設置計画書（指定申請書）又は変更計画書（変更承認</p>	<p>様式第1-1又は 様式第1-2</p> <p>様式第2-1</p> <p>様式第2-2-1</p> <p>様式第2-2-2</p> <p>様式第3-1</p> <p>様式第3-2</p> <p>様式第3-3</p> <p>様式第2-3</p> <p>様式第2-4</p> <p>様式第2-5</p> <p>様式第2-6-1</p> <p>様式第2-6-2</p> <p>様式第3-4</p> <p>様式第2-7</p>

<p>申請書)の表紙の写し(統合カリキュラムを行う場合で他の養成所についての申請をしている場合等)</p> <p>2 設置趣旨等に関する書類</p> <p>(1) 設置目的・公益的意義</p> <p>(2) 地域の実情に照らした学生の確保の見込みに関する状況</p> <p>3 準備状況に関する書類</p> <p>(1) 理事会、学校運営会議等検討状況(原本証明済み)</p> <p>(2) 開設までの作業スケジュール</p> <p>(3) 関係団体等の同意了解状況</p> <p>(4) 専修学校の認可を申請している場合にはその旨</p> <p>4 設置者に関する書類</p> <p>(1) 設置者の事業内容、組織</p> <p>(2) 設置者が法人である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の寄付行為又は定款</li> <li>・登記簿謄本</li> <li>・役員名簿</li> <li>・法人許可官庁に提出した前年度の事業概要報告書及び収支決算書</li> <li>・財産目録、貸借対照表及び損益計算書の写し</li> </ul> <p>(3) 設置者が法人設立を予定している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可官庁に提出した申請書の写し</li> </ul> <p>(4) 資金計画に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己資金：銀行等の残高証明書等</li> <li>・借入金：融資予定額、金融機関名(融資内諾書等の写し)、返済期間、返済計画</li> <li>・寄付金：寄付をする者の財産証明書、寄付申込書</li> <li>・他の借入金の有無：返済計画等</li> <li>・学生納付金</li> </ul> <p>5 養成所の組織図</p> <p>設置主体との関係がわかるもの</p> <p>6 教育計画に関する書類</p> <p>(1) 進捗表(週当たりの講義、実習別時圏数を計上すること。)</p> <p>(2) 教育課程の考え方</p> <p>(3) 教育内容</p> <p>7 実習計画に関する書類</p> <p>(1) 実習計画表</p> <p>(2) 週別棟別実習生数(他校の実習生を含む。)</p> <p>8 土地・校舎に関する書類</p> <p>(1) 土地・建物の保有状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者所有の場合：登記簿謄本</li> </ul>	<p>様式第4</p>
--	-------------

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄付を受ける場合：寄付物件の登記簿謄本及び寄付確約書</li> <li>・ 買収又は貸借の場合（土地）：契約書</li> </ul> <p>(2) 校舎の建設計画、各室の配置・面積（略図）</p> <p>9 図書に関する書類</p> <p>(1) 図書の目録</p>	
--	--

(注1) 様式第1及び第2は申請書類、様式第3は添付書類である。

(注2) 添付書類は、養成所設置計画書（指定申請書）の所定の位置に編綴して提出すること。なお、最終的に修正を加えた申請書については、表紙及び添付書類を除いた申請書部分のみを提出すること。

(注3) 参考資料は、養成所設置計画書（指定申請書）とは別々に編綴して提出すること。

(注4) 「4 教員等の氏名及び履歴等」について、採用予定者は「備考」欄に着任予定を記載のこと。

(注5) 「5 施設設備に関する書類」について

1 「校舎の配置図及び平面図」

(1) 配置図は、施設全体の配置が理解できるように作成すること。

(2) 実習室、在宅看護実習室及び図書室については、備品の配置図を添付すること。

(3) 平面図には、校舎の各室の名称、用途及び面積を記載すること（様式第2-3に記載したものと一致させること。）なお、申請書の提出時点で建物の整備が完了していない場合には、竣工予定年月日を付記すること。

(4) 校舎を新築又は増改築する場合については、建築に着手したものについてはその工程表を、未着手のものについては工事計画を添付すること。

2 看護師養成所（2年課程（通信制））で養成所以外の場所で面接授業を行う場合は当該授業を行う場所についても必要な書類を整えること。

(注6) 「6 機械器具、標本及び模型に関する書類」のうち「機械器具、標本及び模型の目録」について、未購入の場合には購入予定一覧を添付すること。

(注7) 「8 実習施設に関する書類」及び「参考資料7 実習計画に関する書類」について、看護師養成所2年課程（通信制）においては、指定申請時に当該養成所の所在都道府県内で専門領域ごとに確保した施設について作成し、添付すること。

(注8) 同一の設置者が、同一の住所を有する養成所について複数の設置計画書（指定申請書）を提出する場合には、参考資料1を添付することにより、他の同じ設置計画書（指定申請書）に係る参考資料のうち重複するものは省くことができること。

(注9) 「参考資料5 養成所の組織図」については、看護師等養成所以外の養成所を併設している場合には、併設するすべての養成所も含めた組織図とすること。

(注10) 「参考資料9 図書に関する書類」のうち「図書の目録」については、1冊として別綴じとすること。また、分類領域毎に書名（作品名）、著者名、出版社名、冊数、出版年等が記載されていれば、様式は問わない。

■別表第2（要領第2－1関係）

課程（又は入所定員）変更計画書並びに学則、校舎の各室の用途及び面積、実習施設の変更承認申請関係書類

提出すべき書類	摘 要
<p>課程又は入所定員変更計画書（課程又は入所定員変更承認申請書）及び添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 変更計画（変更承認申請）書（表紙）</li> <li>2 変更計画（変更承認申請）の概要</li> <li>3 学則 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新学則（教育課程を含む。）</li> <li>・旧学則（添付書類。教育課程を含む。）</li> <li>・新旧対照表（添付書類）</li> <li>・学則施行規則及び各種規定類（添付書類）</li> </ul> </li> <li>4 教員等の氏名及び履歴等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・長、補佐、専任教員及びその他の教員等の氏名、担当科目及び専任・兼任の別</li> <li>・教員の担当別人数</li> <li>・長、補佐及び専任教員履歴総括表（添付書類）</li> <li>・長、補佐、専任教員及びその他の教員の履歴書（添付書類）</li> <li>・専任教員については、保健師、助産師または看護師免許証の写し（添付書類）</li> <li>・専任教員養成講習会を修了した専任教員については当該講習会の修了証の写し、大学を卒業した専任教員については履修証明書等の写し（添付書類）、大学院において教育に関する科目を履修した専任教員については履修証明書等の写し（添付書類）</li> <li>・教務主任養成講習会を修了した専任教員については当該講習会の修了証の写し（添付書類）</li> <li>・長、補佐、専任教員及びその他の教員の就任承諾書の写し（添付書類）</li> <li>・併設する養成所及び又は課程の専任教員の履歴総括表（添付書類）</li> </ul> </li> <li>5 施設設備に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎の各室の名称、用途及び面積の新旧対照表（校舎を新築する場合）</li> <li>・校舎の配置図及び平面図（添付書類）</li> </ul> </li> <li>6 機械器具、標本及び模型に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械器具、標本及び模型の目録</li> </ul> </li> <li>7 図書に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書の目録総括表</li> </ul> </li> <li>8 実習施設に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習施設総括表</li> </ul> </li> </ol>	<p>様式第1－3又は 様式第1－4 様式第5</p> <p>様式第2－2－1 様式第2－2－2 様式第3－1 様式第3－2</p> <p>様式第3－3 様式第3－1 様式第6又は（様式第2－3）</p> <p>様式第2－4</p> <p>様式第2－5</p> <p>様式第2－6－1 様式第2－6－2</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習施設概要</li> <li>・実習施設の承諾書の写し（添付書類）</li> </ul> <p>9 収支予算及び向こう2年間の財政計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに設置する課程の収支予算及び向こう2年間の財政計画書</li> <li>・既設の養成所又は課程の収支予算及び向こう2年間の財政計画書（添付書類）</li> </ul> <p><b>【参考資料】</b></p> <p>1 他の養成所についての設置計画書（指定申請書）又は変更計画書（変更承認申請書）の表紙の写し（統合カリキュラムを行う場合で他の養成所についての申請をしている場合等）</p> <p>2 変更趣旨、変更計画に関する書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 変更目的・公益的意義</li> <li>(2) 地域の実情に照らした学生の確保の見込みに関する状況</li> </ol> <p>3 準備状況に関する書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 理事会、学校運営会議等検討状況（原本証明済み）</li> <li>(2) 開設までの作業スケジュール</li> <li>(3) 関係団体等の同意了解状況</li> <li>(4) 専修学校の認可を申請している場合にはその旨</li> </ol> <p>4 設置者に関する書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設置者の事業内容、組織</li> <li>(2) 設置者が法人である場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の寄付行為又は定款</li> <li>・登記簿謄本</li> <li>・役員名簿</li> <li>・法人許可官庁に提出した前年度の事業概要報告書及び収支決算書</li> <li>・財産目録、貸借対照表及び損益計算書の写し</li> </ul> </li> <li>(3) 資金計画に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己資金：銀行等の残高証明書等</li> <li>・借入金：融資予定額、金融機関名（融資内諾書等の写し）、返済期間、返済計画</li> <li>・寄付金：寄付をする者の財産証明書、寄付申込書</li> <li>・他の借入金の有無：返済計画等</li> </ul> </li> </ol> <p>5 養成所の組織図 設置主体との関係がわかるもの</p> <p>6 教育計画に関する書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 進度表（週当たりの講義、実習別時間数を計上すること。）</li> <li>(2) 教育課程の考え方</li> <li>(3) 教育内容</li> </ol>	<p>様式第3-4</p> <p>様式第2-7</p> <p>様式第4</p>
--	---

<p>7 実習計画に関する書類</p> <p>(1) 実習計画表</p> <p>(2) 週別病棟別実習生数（他校の実習生を含む。）</p> <p>8 土地・校舎に関する書類</p> <p>(1) 土地・建物の保有状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者所有の場合：登記簿謄本</li> <li>・寄付を受ける場合：寄付物件の登記簿謄本及び寄付確約書</li> <li>・買収又は貸借の場合（土地）：契約書</li> </ul> <p>(2) 校舎の建設計画</p> <p>9 学生に関する事項</p> <p>10 図書に関する書類</p> <p>(1) 図書の目録</p>	様式第7
--	------

(注1) 様式第1及び第2は申請書類、様式第3は添付書類である。

(注2) 添付書類は、養成所変更計画書（変更承認申請書）の所定の位置に編綴して提出すること。なお、最終的に修正を加えた申請書については、表紙及び添付書類を除いた申請書部分のみを提出すること。

(注3) 参考資料は、養成所変更計画書（変更承認申請書）とは別々に編綴して提出すること。

(注4) 変更承認に合わせて養成所名の変更を行う場合は、別途、保健師助産師看護師法施行令第13条第2項に基づく変更の届出は省略できること。

(注5) 「3 学則」のうち「学則施行規則及び各種規定類」については、新学則に伴うもののみを添付すること。

(注6) 「4 教員等の氏名及び履歴等」について、採用予定者は「備考」欄に着任予定を記載のこと。

(注7) 「5 施設設備に関する書類」について

1 「校舎の配置図及び平面図」

(1) 配置図は、施設全体の配置が理解できるように作成すること。

(2) 実習室、在宅看護実習室及び図書室については、備品の配置図を添付すること。

(3) 平面図には、校舎の各室の名称、用途及び面積を記載すること（様式第2-3に記載したものと一致させること。）なお、申請書の提出時点で建物の整備が完了していない場合には、竣工予定年月日を付記すること。

(4) 校舎を新築又は増改築する場合については、建築に着手したものについてはその工程表を、未着手のものについては工事計画を添付すること。

2 看護師養成所（2年課程（通信制））で養成所以外の場所で面接授業を行う場合は当該授業を行う場所についても必要な書類を整えること。

(注8) 「6 機械器具、標本及び模型に関する書類」のうち「機械器具、標本及び模型の目録」については、新規購入分がわかるように明記すること。未購入の場合には、購入予定一覧を添付すること。

(注9) 「8 実習施設に関する書類」及び「参考資料7 実習計画に関する書類」について、看護師養成所2年課程（通信制）においては、指定申請時に当該養成所の所在都道府県内で各専門領域について少なくとも一施設を確保することとされており、指定申請時まで確保した施

設別に作成し、添付すること。

(注10) 「9 収支予算及び向こう2年間の財政計画書」については、新たに設置する課程分と既設の課程分とを分けて作成すること。

(注11) 同一の設置者が、同一の住所を有する養成所について複数の設置計画書、変更計画書（指定申請書、変更承認申請書）を提出する場合には、参考資料1を添付することにより、他の同じ設置計画書、変更計画書（指定申請書、変更承認申請書）に係る参考資料のうち重複するものは省くことができる。

(注12) 「参考資料5 養成所の組織図」については、看護師等養成所以外の養成所を併設している場合には、併設するすべての養成所も含めた組織図とすること。

(注13) 「参考資料10 図書に関する書類」のうち「図書の目録総括表」については、新規購入分がわかるように明記すること。「図書の目録」については、新規分と既存分がわかるようにして別綴じとすること。また、分類領域毎に書名（作品名）、著者名、出版社名、冊数、出版年等が記載されていれば、様式は問わない。

### ■別表第3（要領第2－2関係）

学則変更（課程の廃止、修業年限の変更、教育課程の変更又はクラス増を伴わない入所定員の変更）、校舎の各室の用途及び面積の変更又は実習施設の変更承認申請関係書類

提出すべき書類	摘要
変更承認申請書	
1 変更承認申請書（表紙）	様式第1－5
2 変更承認申請の概要	様式5
3 その他	別記参照
添付書類	別記参照
参考資料	別記参照

(注1) 看護師養成所（3年課程）及び看護師養成所（2年課程）について、両方を設置していたところ一方の課程を廃止する場合においては、要領第2－2にかかる課程変更による学則変更を行うものであること。

(注2) 修業年限の変更は、全日制から定時制又は定時制から全日制への変更を含むこと。

(注3) 実習施設の変更承認申請は、施設の変更又は追加の場合に加え、現に主たる実習施設以外の施設で基礎看護学または成人看護学実習を行おうとする場合、また、現に小児看護学または母性看護学の実習施設以外の施設で小児看護学または母性看護学実習を行おうとする場合は要領第2－2に係る実習施設の変更を行うものであること。

(注4) 添付書類については、申請書類の該当する場所に添付すること。

別記

変更事項 提出すべき書類	学 則				校舎の各室の用途及び面積	実 習 施 設	摘 要	注 意 事 項
	課 程	教 育 課 程	修 業 年 限	入 所 定 員				
変更承認申請書及び添付書類	学則（新・旧）	○	○	○	○			
	学則の新旧対照表 （添付書類）	○	○	○	○			変更する部分に傍線を付すこと
	教員の氏名、担当 科目、専任・兼任 の別		○	○			様式第2-2-1 様式第2-2-2	
	教員の履歴書 （添付書類）		○	○			様式第3-1 様式第3-2	様式第3-2に関しては、 変更科目に係る履歴のみ 添付すること
	校舎の各室の用途 及び面積の新旧対 照表			○		○	様式第 6	
	校舎の配置図及び 平面図（新・旧） （添付書類）			○	○	○		入所定員の変更につい ては定員数増の場合のみ添 付すること
	実習施設			○	○		○ 様式第2-6-1 様式第2-6-2	様式第2-6-2に関し ては、新たに実習施設とな るもの及び入所定員の変 更については実習生が増 加する施設について添付 すること
	実習施設の承諾書 の写し（添付書 類）			○			○ 様式第 3-4	様式第3-4に関し ては、新たに実習施設とな るもの及び入所定員の変 更については実習生が増 加する施設について添付す ること
	収支予算及び財政 計画			○				様式第2-7
参考資料	変更の準備状況に 関する書類	○	○	○	○	○		別表第1参考 資料3に準ずる
	教育計画に関する 書類		○	○	○		○	別表第1参考 資料6に準ずる
	実習計画に関する 書類		○	○	○		○	別表第1参考 資料7に準ずる

■別表第4（要領第3－1関係）

募集中止関係書類（参考）

提出すべき書類	摘 要
募集中止の申出	
学生募集中止（表紙）	様式第1-6
添付書類 養成所の学生募集中止及び指定の取消に関する法人の議事録等（原本証明済み）	

■別表第5（要領第3－2関係）

指定取消申請関係書類

提出すべき書類	摘 要
指定取消申請書	
1 表紙	様式第1-7
2 指定取消申請の概要	様式第8
添付書類 1 養成所の指定の取消に関する法人の議事録等（原本証明済み） 2 指定取消後の書類の管理 (1) 管理責任者 (2) 管理場所 (3) 管理書類 ・学籍簿 ・卒業証書台帳 ・証明書発行台帳 3 養成所指定指令書の写し 4 その他参考となるべき書類	

■別表第6（要領第4関係）

変更届関係書類

提出すべき書類	摘 要
変更届	
1 変更届（表紙）	様式第1-8
2 変更理由	
添付書類（学則変更の場合） 1 学則（新学則、旧学則、新旧対照表） 2 理事会、学校運営会議等変更に関する議事録等（原本証明済み） 3 登記簿謄本（設置者変更の場合） 4 その他参考となるべき書類	